

(別記 1)

水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律 91）第 16 条第 1 項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

このうち、人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域について一律に定められており、直ちに達成し維持するよう努めるものとされている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われ、各水域ごとに達成期間を示して、その達成、維持を図るものとされている。各公共用水域が該当する水域類型の指定は、「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」（平成 5 年 11 月 19 日政令 371）に基づき、環境省大臣もしくは都道府県知事が行う。

水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号より）

〈改正〉

昭 49 環告 63、昭 50 環告 3、昭 57 環告 41、昭 57 環告 140、昭 60 環告 29、昭 61 環告 1、平 3 環告 78、平 5 環告 16、平 5 環告 65、平 7 環告 17、平 10 環告 15、平 11 環告 14、平 12 環告 22、平 15 環告 123。

1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.01 mg/l 以下	日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）55 に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01 mg/l 以下	規格 54 に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/l 以下	規格 65.2 に定める方法
砒 素	0.01 mg/l 以下	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法
総 水 銀	0.0005 mg/l 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタノン	1 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタノン	0.006 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペーン	0.002 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/l 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/l 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/l 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

項目	基 準 値	測 定 方 法
セ レ ン	0.01 mg/l 以下	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10 mg/l 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、 亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふ つ 素	0.8 mg/l 以下	規格 34.1 に定める方法又は付表 6 に掲げる方法
ほ う 素	1 mg/l 以下	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は付表 7 に掲げる方法
備 考		
1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2	「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。	
3	海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	生物化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	浮 遊 物 質 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数	
AA	水道 1 級自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもののもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/100ml 以下	昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域 環境基準 類型指定 表(p.14～) 参照
A	水道 2 級水産 1 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもののもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下	
B	水道 3 級水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもののもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000 MPN/100ml 以下	
C	水産 3 級工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもののもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
D	工業用水 2 級農業用水及び E の欄に掲げるもののもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	
E	工 業 用 水 3 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2 mg/l 以上	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に定める 方法又は ガラス電 極を用い る水質自 動監視測 定装置に よりこれ と同程度 の計測結 果の得ら れる方法	規格 21 に 定める方 法	付表 8 に 掲げる方 法	規格 32 に 定める方 法又は隔 膜電極を 用いる水 質自動監 視測定裝 置により これと同 程度の計 測結果の 得られる 方法	最確数による定量法	X
備 考							
1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。							
2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。							
3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。							
4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。							
試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釀して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 酸酵管に移植し、35~37°C、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。							
この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釀して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 〃 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 〃 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 〃 3級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 〃 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域		
		全	亜鉛			
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下				
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下		昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2)により水域類型ごとに指定する水域		
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下				
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下				
測定方法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の 1(1)による。)		×		
備考						
1 基準値は年間平均値とする。						

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 酸 素 存 量 (DO)	大 腸 菌 群 数	
AA	水道 1 級水産 1 級自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/100ml 以下	昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
A	水道 2、3 級水産 2 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下	
B	水産 3 級工業用水 1 級農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	15 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
C	工 業 用 水 2 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2 mg/l 以上	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に定める 方法又は ガラス電 極を用い る水質自 動監視測 定装置に よりこれ と同程度 の計測結 果の得ら れる方法	規格 17 に 定める方 法	付表 8 に 掲げる方 法	規格 32 に 定める方 法又は隔 膜電極を 用いる水 質自動監 視測定裝 置により これと同 程度の計 測結果の 得られる 方法	最確数による定量法	X
備 考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 　　〃 2、3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 　　〃 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 　　〃 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下	
II	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く。) 水産 1 種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
III	水道 3 級 (特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
V	水 产 3 种 工 业 用 水 农 业 用 水 环 境 保 全	1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	
測 定 方 法		規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	×
備 考				
1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の原因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級 : 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1 種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種 : コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		該当水域
		全 亜 鉛		
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下		
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下		昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下		
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下		
測 定 方 法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の 1(1)による。）		×

(3) 海 域

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 性 適 応	基 準 値					該当水域	
		水 イ オ 濃 (pH)	素 シ ン 度	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	溶 酸 素 存 量 (DO)	大 脳 菌 群 数		
A	水産 1 級水浴自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下	検出されな いこと。	昭和 46 環 告 59 の第 1 の 2 の(2)に より水域類 型ごとに指 定する水域 (p.14~) 参照	
B	水産 2 級工業用水及 び C の欄に掲げるも の	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	検出されな いこと。		
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	—		
測 定 方 法		規格 12.1 に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定裝 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格 17 に 定める方法 (ただし、B 類型の工業 用水及び水 産 2 級のう ちノリ養殖 の利水点に おける測定 方法はアル カリ性法)	規格 32 に 定める方法 又は隔膜電 極を用いる 水質自動監 視測定裝置 によりこれ と同程度の 計測結果の 得られる方 法	最確数による定量 法	付表 9 に掲 げる方法		
備 考								
1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。								
2 アルカリ性法とは次のものをいう。 試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10W/V%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/l) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10W/V%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液 (4W/V%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/ml) ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。								
$\text{COD} (\text{O}_2 \text{mg/l}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1,000 / 50$								
(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/l) の滴定値 (ml)								
(b) : 蒸留水について行った空試験値 (ml)								
f $\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/l) の力価								

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値		該当水域
		全 室 素	全 リン 鉛	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	昭46環告 59の第1 の2の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/l 以下	0.09 mg/l 以下	
測 定 方 法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	×
備 考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		該当水域
		全 亜 鉛		
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	昭46環告 59の第1 の2の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
生物特 A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域			
測 定 方 法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）		×

達成期間の分類について

達成期間の分類は次のとおりとする。なお、達成期間は、閣議決定、環境庁告示、熊本県告示の日をもって起算する。

- ・「イ」は直ちに達成
- ・「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
- ・「ハ」は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成

(別記 2)

要監視項目及び指針値

人の健康の保護に関する物質ではあるが、公共用水域及び地下水における検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、平成 5 年 3 月 8 日付け環水管第 21 号により環境庁水質保全局長通知。さらに追加物質として、平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号及び環水土発第 040331005 号により環境省水環境部長通知。

クロロホルム	0.06mg/l 以下
トランスター-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/l 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/l 以下
イソキサチオノン	0.008mg/l 以下
ダイアジノン	0.005mg/l 以下
フェニトロチオノン	0.003mg/l 以下
イソブロチオラン	0.04mg/l 以下
オキシン銅	0.04mg/l 以下
クロロタロニル	0.05mg/l 以下
プロピザミド	0.008mg/l 以下
EPN	0.006mg/l 以下
ジクロルボス	0.008mg/l 以下
フェノブカルブ	0.03mg/l 以下
イプロベンホス	0.008mg/l 以下
クロルニトロフェン	※1
トルエン	0.6mg/l 以下
キシレン	0.4mg/l 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/l 以下
ニッケル	※2
モリブデン	0.07mg/l 以下
アンチモン	0.02mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下
全マンガン	0.2mg/l 以下
ウラン	0.002mg/l 以下

※1 平成 6 年 3 月 15 日 環水管第 43 号で指針値削除

※2 平成 11 年 2 月 22 日 環水企第 58 号及び環水管第 49 号で指針値削除

有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は、生育環境の保全に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めると判断された、平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号及び環水管発第 031105001 号により環境省水環境部長通知。

要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 mg/l 以下
		生物特 A	0.006 mg/l 以下
		生物 B	3 mg/l 以下
		生物特 B	3 mg/l 以下
フェノール	海 域	生物 A	0.8 mg/l 以下
		生物特 A	0.8 mg/l 以下
		生物 A	0.05 mg/l 以下
		生物特 A	0.01 mg/l 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 B	0.08 mg/l 以下
		生物特 B	0.01 mg/l 以下
		生物 A	2 mg/l 以下
		生物特 A	0.2 mg/l 以下
	海 域	生物 A	1 mg/l 以下
		生物特 A	1 mg/l 以下
	海 域	生物 B	1 mg/l 以下
		生物特 B	1 mg/l 以下
		生物 A	0.3 mg/l 以下
		生物特 A	0.03 mg/l 以下

〈参考〉 環境基準の維持達成の可否についての判定は次のように行います。

○公共用水域におけるBOD又はCODの評価方法について

昭和 52 年 7 月 1 日環水管第 52 号

1 環境基準の水域類型を指定する際の水質測定結果の評価方法について

環境基準の水域類型をあてはめるための水質測定結果については、年間を通じた日間平均値の全データのうち、あてはめようとする類型の基準値を満たしているデータ類の占める割合をもって評価するが、その割合が 75%以上ある場合、その基準に適合しているものと評価する。

なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合には、以下の方法により求めた「75%水質値」を用いるものとする。

75%水質値……年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値をもって 75%水質値とする（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値とする）。

2 環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について

環境基準地点において、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合には 1 と同様に年間を通じた日間平均値の全データのうち 75%以上のデータが基準値を満足している基準点を適合しているものと判断する。

3 複数の環境基準点をもつ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について

これについては、当該環境基準類型あてはめ水域内のすべての環境基準地点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

○海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型指定が行われた水域が複数の環境基準点を有する場合における水質測定結果の評価について

平成 7 年 2 月 28 日 環水管第 33 号

海域の全窒素及び全燐に係る環境基準点の水域類型の指定が行われた水域が、複数の全窒素及び全燐に係る環境基準点（以下「基準点」という。）を有する場合における当該環境基準に対する適合性の評価については、当該水域内の各基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値により行うものとする。